

問い合わせ先

海上保安庁

第四管区海上保安本部

(海難担当) 交通部企画課長 岩崎 成晃 (内線 2610)

(人身事故担当) 警備救難部救難課長 平原 文基 (内線 3250)

電話 052-661-1611 (代表)

平成25年1月24日



平成24年の第四管区海上保安本部管内(愛知県・三重県)における事故の状況
～平成24年(1月1日～12月31日)速報値～

●海難隻数	138隻(平成23年 111隻)
(内数) プレジャーボート	77隻(平成23年 50隻)
漁船	35隻(平成23年 34隻)
貨物船	14隻(平成23年 15隻)
※海難隻数は船種別の上位3位を記載	
●人身事故者数	200人(平成23年 200人)
(内数) 船舶海難によらない乗船者の人身事故	52人(平成23年 68人)
マリンレジャーに伴う海浜事故	65人(平成23年 56人)
マリンレジャー以外の海浜事故	83人(平成23年 76人)

1 海難の概要

東海地方の海難隻数は、大幅に減少した昨年と比べて2.5割増しとなり、過去5年間(平成20年～24年)の平均海難隻数140隻とほぼ同数となった。

前年と比べてプレジャーボートの海難隻数が5割増加したことが大きい。プレジャーボートの海難77隻中、最も多いのが機関故障の20隻(26%)で、原因の約30%が「整備不良」によるものとなっている。次いで乗揚の12隻(16%)となっており、原因は、「見張り不十分」「船位不確認」「水路調査不十分」によるものが計11隻(91%)である。

一方、貨物船・タンカーの海難は16隻と昨年同様低い水準で推移しており、名古屋港及び伊勢湾海上交通センターが行う航路管制や情報提供等をはじめとした様々な安全対策及び関係機関が合同で行う海難防止強調運動等の海難防止活動が事故防止につながっているものと考えられる。

2 人身事故の概要

人身事故者数は200人であり、このうち、死者・行方不明者数は101人であった。これ

は、過去5年間（平成20～24年）の人身事故者数平均203人（死者・行方不明者数は99人）とほぼ同数であった。

平成24年の人身事故において最も発生数が多かった事故は「海中転落」であり、61人であった。これは、平成24年の人身事故者数の約3割を占めている。同事故の発生原因としては、船上で大きな揺れにより身体のバランスを崩して船外に落下、岩場で釣り中に大波に引き込まれる、岸壁上を散歩中に誤って海に転落するなど様々であるが、いずれにしても海中転落時に命を守る救命胴衣の着用率向上についての働きかけを継続する必要がある。

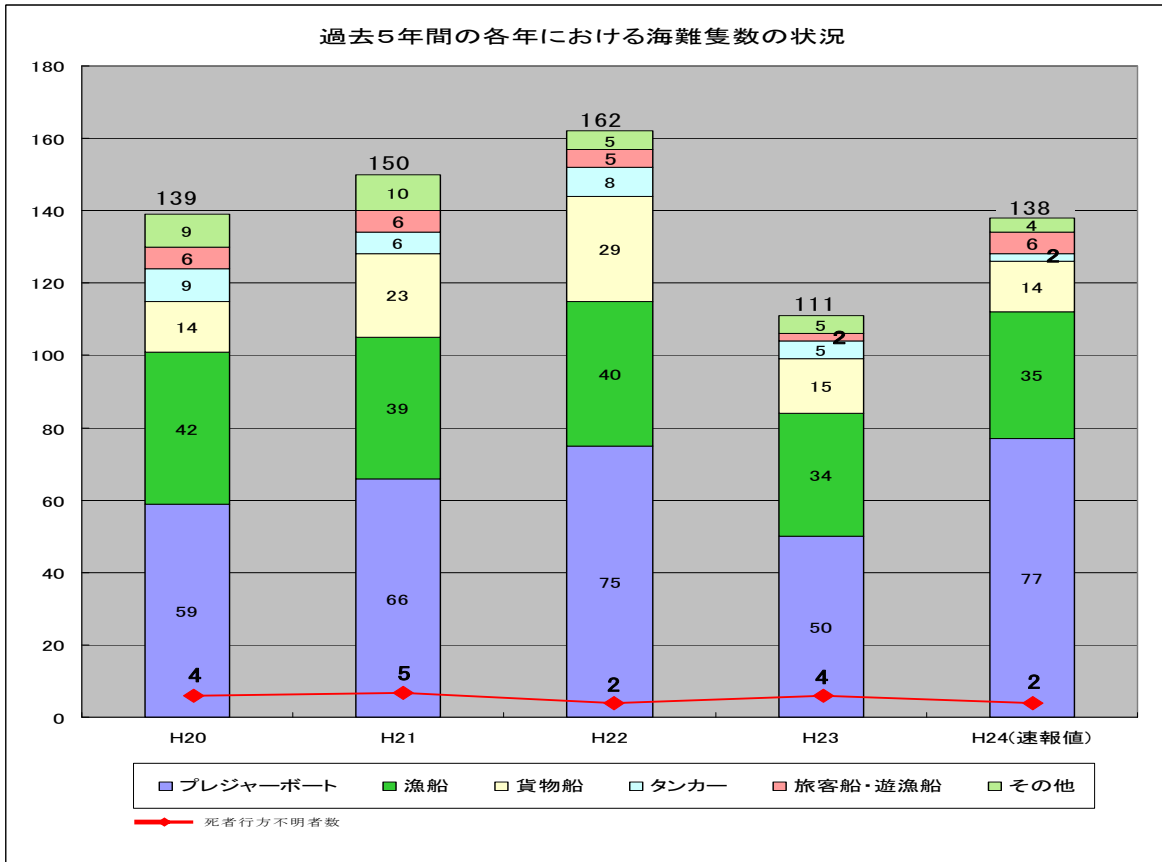
3 平成25年の取組み

今年も引き続き、海上交通センターによる航路管制や情報提供等をはじめとした安全対策の的確な実施とともに、海難防止講習会の開催、運輸局、県等の関係機関や各種民間団体と連携することはもちろん、指導や取締りも行い海難防止を推進します。特に、夏場に多く発生する水上オートバイの海難やマリッジジャーの事故を防止するため、海水浴場周辺をはじめマリッジジャー客が多く集まる海域での現場パトロール、海水浴場や関連施設（高速道路のサービスエリア等）へのポスター掲示、第四管区海上保安本部のホームページ及び昨年7月から開始した「海の安全情報メールの配信」による注意喚起の実施等で、事故防止の呼びかけを継続していきます。

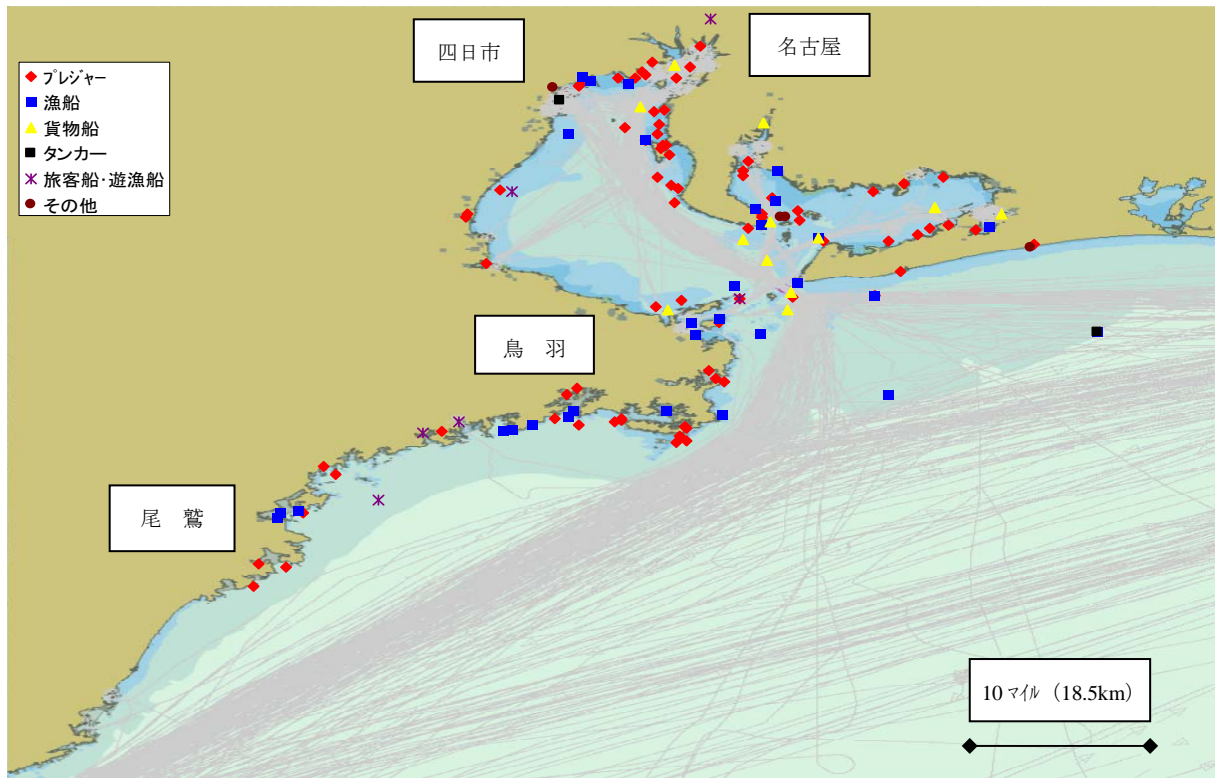
また、海中転落した場合に備え、早期発見・救助に結びつくライフジャケットの着用を引き続き推進するとともに、防水パック入り携帯電話の携行、緊急特番（118番）への早期通報についての周知活動を実施することとしています。

I 平成24年における船舶・人身事故の状況

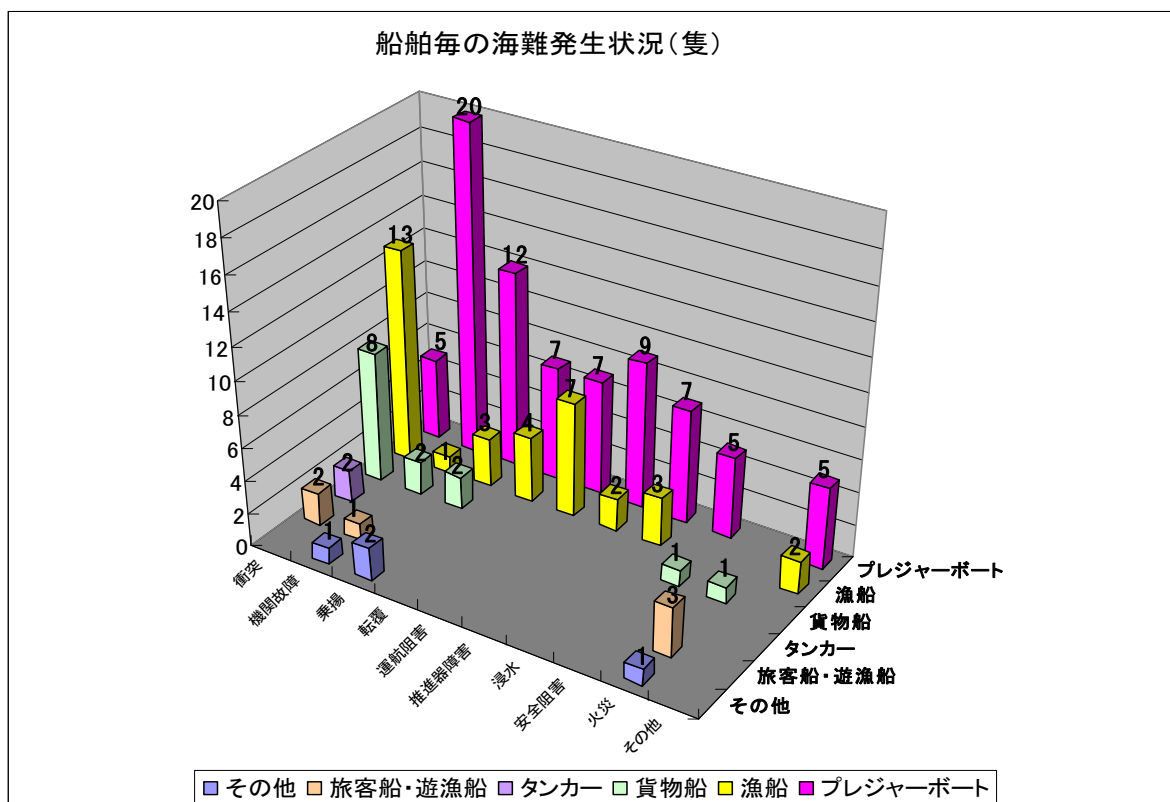
1 海難の状況



平成24年 海難発生場所（船舶種別毎）



(船舶毎の海難発生状況)



	衝突	機関故障	乗揚	転覆	運航阻害	推進器障害	浸水	安全阻害	火災	その他	合計
プレジャーボート	5	20	12	7	7	9	7	5		5	77
漁船	13	1	3	4	7	2	3			2	35
貨物船	8	2	2					1	1		14
タンカー	2										2
旅客船・遊漁船	2	1								3	6
その他		1	2							1	4
合計	30	25	19	11	14	11	10	6	5	7	138

運航阻害 : バッテリー過放電、燃料欠乏など

安全阻害 : 転覆に至らない船体傾斜、走錨、荒天難航など

船舶その他: 操船者が海難によらない死亡・疾病のため運航不能となった場合、機関は故障していないが、

機関取扱い不注意のため運航不能となった場合など

当管区では、「プレジャーボートによる機関故障」が20隻と最も多く、次いで「漁船の衝突」13隻、「プレジャーボートによる乗揚げ」12隻となっている、これらの海難の主な原因は次のとおり。

① プレジャーボートによる機関故障 20隻

整備不良	取扱い不注意	老朽・衰耗	偶発・突発的	その他
6	2	1	9	2

・約3割(6隻)が整備不良で機関故障を発生している。

・「偶発・突発的」とは、操船者が通常行う点検や整備箇所以外の箇所の故障。

② 漁船による衝突海難 13隻

見張り不十分	他船の過失
1 2	1

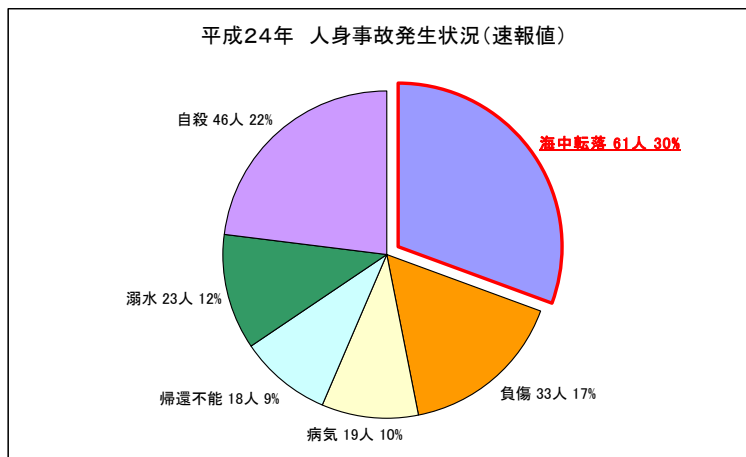
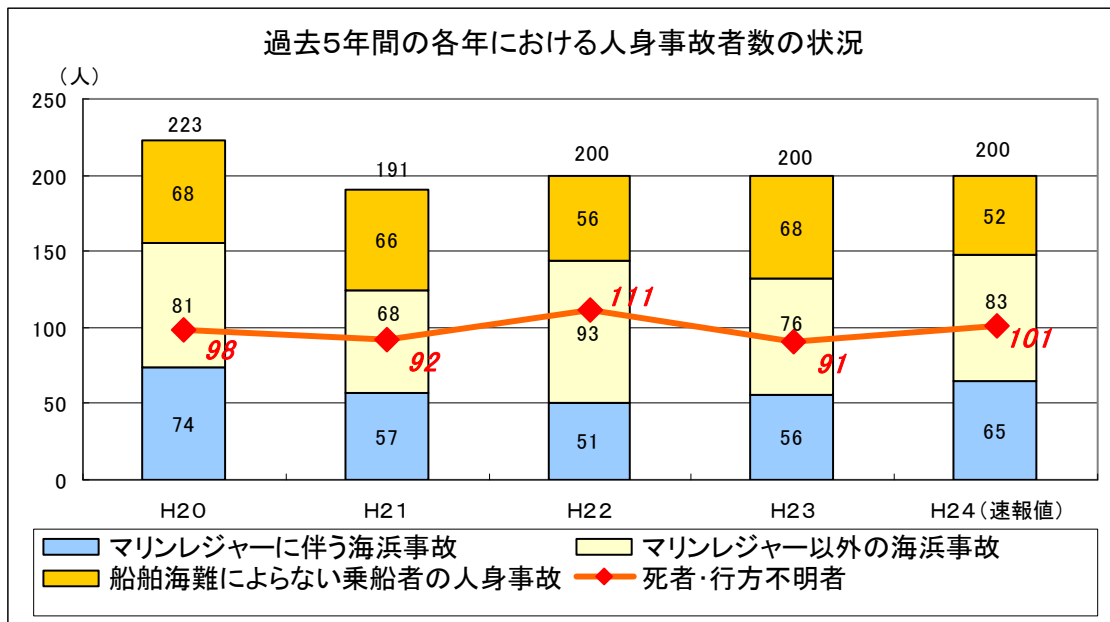
- ・漁具の用意や後片付け、他のことを考えていた等して、見張りを怠り、衝突に至っている。

③ プレジャーボートによる乗揚げ 12隻

見張り不十分	操船不適切	船位不確認	水路調査不十分
4	1	3	4

- ・見張りを怠ったり、船位を確認することなく航行し乗揚げたものが約6割（7隻）
- ・航海に先立ち、危険海域や定置網の状況の確認等、水路調査を十分に行わなかったものが3割（4隻）となっている。

2 人身事故の状況



《平成24年に発生した海中転落例》

・ 磯場にて波にさらわれ海中転落 (H24. 3. 8)

同行者がすぐに携帯電話で警察に救助依頼を実施。落水から約30分後、警察から救助依頼を受けた小型船がライフジャケットを着て海に浮いていた事故者を発見し、付近を港に搬送した。

・ 小型船に乗船中、船が大きく揺れた際にバランスを崩し海中転落 (H24. 7. 17)

事故者が乗っていた小型船がすぐさま事故者の救助活動を開始。しかし、大きなうねりにより救助作業が手間取っていたところ、同様子を目撃していた事故現場付近にいたサーファー2名が事故者を救助した。

・ 浮桟橋上から海面を覗き込んでいたところ、誤って海中転落 (H24. 6. 18)

付近散歩中の者が海中から助けを求める事故者を発見し、桟橋上に設置された救命浮環を海に投げ入れて事故者を救助した。

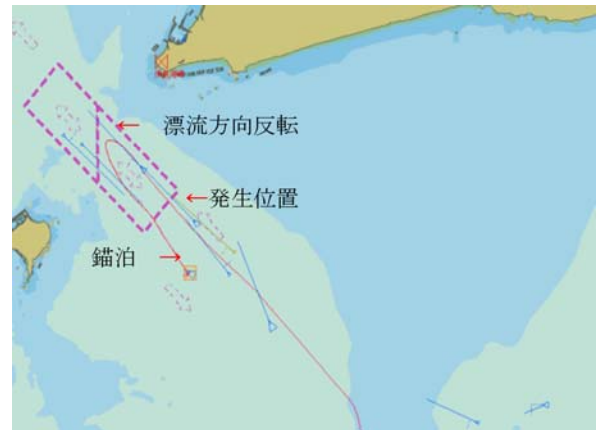
II 平成24年における主な船舶・人身事故の事例

1 船舶事故

〔事例①〕

11月 貨物船漂流（機関故障）／伊良湖水道航路

三河港向け北航行中の貨物船A号（長さ230メートル、44,000トン）は、伊良湖水道航路南側入口付近にて機関故障を起して漂流し、航路南側にアンカーした。このため、付近航行船舶に対して海上交通センターから情報提供を行うと共に、巨大船等の航路入航制限を行い、2次海難の発生を未然に防止した。



〔事例②〕

8月 プレジャーボート乗揚／愛知県西尾市

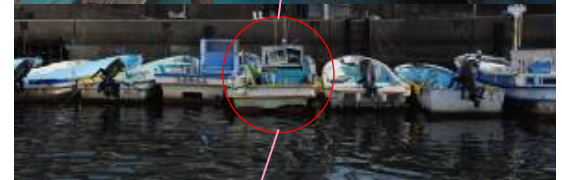
プレジャーボートA号（長さ7メートル、5トン）は、乗員2名で錨泊して釣りをしていた。1名が酷い船酔いとなり、帰港のため錨を揚げたところ、漁網が絡んでいたため除去するため、刃物を船室内で探していた。衝撃を感じたので、船室内から出て周囲を確認したところ岩場に乗り揚げていたもの。



〔事例③〕

2月 漁船衝突／三重県鳥羽市

漁船A丸（長さ6メートル、1トン）乗員1名がC島南西海域の海苔養殖網にて海苔を収穫して帰港中、一本釣り操業中のB丸（長さ7メートル、1トン）乗員1名の後部に追突した。A丸は、後部にある船外機で航行するため、船首が水面から上がり前方が見えにくい状態であったのに加えて海苔回収用のビニールシートを取り付けたままでさらに視界が悪い状態だった。B丸は、操業に没頭し見張り不十分により衝突を避けることが出来なかった。追突されたB丸は、船尾のトランサム部脱落、スキャンパー用マスト折損、船尾ブルワーク上端折損、船橋ハウスが変形しガラスが破損等した。また、乗員は破損したガラスにより切損し、合計22針の縫合処置を受けたほか、多数の擦過傷を負った。



2 人身事故

〔事例①〕 コンテナ船の急患搬送対応

10月 大王埼沖合い

コンテナ船の外国人乗組員が足を負傷し、急患搬送の依頼があったもの。

当庁ヘリコプター大王埼の南東約7.5km沖合いでコンテナ船と会合。負傷者を吊上げ救助し、中部空港まで搬送のうえ救急隊員に引き渡した。

(打撲等による約1週間の入院)



〔事例②〕 漂流者の吊上げ救助対応

5月 伊良湖岬付近

伊良湖岬付近で磯遊び中だった親子2名が高波にさらわれ沖に流されたもの。

当庁ヘリコプターが漂流中の2名を発見。吊上げ救助し、事故現場付近の陸地で救急隊員に引き渡した。

(2名とも溺死)



〔事例③〕 車両の海中転落への対応

10月 四日市港

釣り人から「すごい勢いで車が海に落ちた」との118番通報に基づき、当庁監視取締艇と消防ダイバーが通報のあった付近海域の夜間捜索を実施。

監視取締艇に設置されたソナーにより車両を発見し、また車両発見場所付近で消防ダイバーが事故車を発見し、収容した。(溺死)

